平成２２年（フ）第３０１８号
札幌市豊平区美園５条６丁目２番11号　ア・レーズ美園101号
債務者　斎藤久美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３６号
札幌市南区藤野６条９丁目７番５号
債務者　澤井　憲之
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３７号
札幌市南区藤野６条９丁目７番５号
債務者　澤井　淑子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７０号
札幌市豊平区中の島１条１丁目１番11号　プレイズ中の島Ａ―402号
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７６号
北海道北広島市西の里北２丁目12番地11、住民票上の住所北海道北広島市希望ヶ丘２丁目２番地１
債務者　伊藤　一博
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２２号
札幌市白石区北郷５条10丁目６番３号
債務者　見嶽　靖史
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２７号
北海道恵庭市島松寿町１丁目７番地の27　ロピア島松Ⅱ―Ｃ号
債務者　大浅　清幸
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７２号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番12―503号
債務者　吉泉　明花
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１１号
群馬県吾妻郡高山村大字中山457番地２
債務者　須藤　　俊
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２６号
群馬県伊勢崎市馬見塚町3265番地10
債務者　多賀谷清江
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３１号
群馬県前橋市嶺町38番地
債務者　小林　宏親
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５４６号
群馬県前橋市江木町928番地１　Ｂ―43号
債務者　富澤　洋志
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５４８号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉370番地１　ルミエールいいくらＢ201
債務者　河井　孝之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６号
群馬県藤岡市本郷881番地　市営住宅本郷団地77―２―12号
債務者　高桑　里絵
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４６９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1309番地１　グレースタウンＧ号棟
債務者　山﨑　　功
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１００６号
千葉県市川市南大野２丁目３番Ａ棟905号　市川パークハイツ
債務者　風見美知子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５４号
千葉県市川市曽谷８丁目８番25号
債務者　牧　　和子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係